

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年2月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500377 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500068 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 53 年 4 月及び同年 5 月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 1 月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。請求期間の保険料は、夫の海外赴任による出国に先立ち、昭和 53 年 4 月に銀行で全期間前納した。その際受け取った当該期間の国民年金保険料領収証書を所持している。

年金事務所から、請求期間の国民年金保険料の還付記録がある旨の回答を受けたが、還付金を受け取った記憶はなく、当該期間の保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、納付記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、請求者は、請求者の所持する国民年金保険料領収証書により、当該期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、請求期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿において、海外転出により昭和 53 年 4 月 26 日付で同被保険者資格を喪失した旨の記載が、また請求者の還付整理簿において、当該資格喪失を理由に請求期間の国民年金保険料が還付された旨の記載が確認できるが、請求者の所持するパスポート及び A 管理局の出帰国記録では、同年 6 月 1 日に国民年金に加入後初めて出国した記録が確認できることから、国内に居住していたと推認される同年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日までの期間に、保険料が納付済みとなっている同被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失を理由とする請求期間の還付金のうち、国内居住期間に係る同年 4 月及び同年 5 月の保険料については、誤った還付事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間のうち、昭和 53 年 6 月から昭和 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、請求者は、請求期間の国民年金保険料の還付金を受け取った記憶はないと主張しているが、請求者の還付整理簿によると、還付期間、還付金額、還付理由及び還付支払年月日が記載されており、当該記載内容は、請求期間及び当該期間の納付金額とも一致しているなど、その内容に不合理な点は見当たらない。

また、請求者の所持する国民年金保険料の領収証書により、請求期間の保険料を納付したことを確認できるものの、請求者の所持するパスポート及び A 管理局の出帰国記録によると、昭和 53 年 6 月 1 日に出国した記録が確認でき、請求者も請求期間に海外に在住していたことを記憶しており、請求期間のうち、海外在住期間と推認される同年 6 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの期間は、制度上、国内に住所を有しない期間として国民年金の適用除外期間となり、オンライン記録でも、当該期間は未加入期間とされていることが確認できることから、海外在住期間に係る昭和 53 年 6 月から昭和 54 年 3 月までの期間の保険料が還付処理されていることに不自然さはみられない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和 53 年 6 月から昭和 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を還付されず納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500494 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500066 号

第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 52 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年＊月から昭和 52 年 8 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年＊月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。請求期間の国民年金保険料については、私の銀行口座から口座振替により納付していた記憶があるが、口座振替の手続も含めて保険料の納付は母親に全て任せていたので、具体的な納付金額及び納付サイクル等の記憶はない。

私の請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 45 年＊月頃に、母親が、請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 52 年 9 月頃と推認され、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、自身の銀行口座から口座振替により納付していた記憶があるが、口座振替の手続も含めて保険料の納付は母親に全て任せていたので、具体的な納付金額及び納付サイクル等の記憶はないと述べている上、請求者の保険料の納付を任せていたとするその母親は、既に死亡しており、証言を得ることはできないことから、請求者の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「昭和 52 年 9 月 14 日」となっており、オンライン記録においても、昭和 52 年 9 月より前に国民年金被保険者資格を取得した形跡がないことから、請求者は、請求期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住している請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500515 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500067 号

第1 結論

平成2年＊月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年＊月から平成3年3月まで

私は、20歳になった平成2年＊月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行い、その際、年金手帳を受け取った。

請求期間の国民年金保険料は、私が、定期的に納付していたが、納付方法、保険料額及び納付頻度については覚えていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成2年＊月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、請求者は、納付方法、保険料額及び納付頻度について具体的なことを記憶していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、オンライン記録において、平成3年9月6日に請求期間の過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書の発行時点において、請求期間に国民年金保険料の未納があったことがうかがえる。

さらに、前述の過年度納付書が発行された時点（平成3年9月6日）において、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、請求者は保険料を遡って納付した記憶はないと述べている。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。